

(別添)

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第二項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について（昭和 63 年 6 月 22 日健医発第 743 号厚生省保健医療局長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p>健医発第 743 号 昭和 63 年 6 月 22 日 一部改正 障発第 335 号 平成 13 年 8 月 6 日 一部改正 障発 0426 第 6 号 平成 26 年 1 月 24 日 一部改正 障発 0302 第 5 号 令和 5 年 3 月 2 日 一部改正 <u>障発 1127 第 4 号</u> <u>令和 5 年 11 月 27 日</u></p>	<p>健医発第 743 号 昭和 63 年 6 月 22 日 一部改正 障発第 335 号 平成 13 年 8 月 6 日 一部改正 障発 0426 第 6 号 平成 26 年 1 月 24 日 一部改正 障発 0302 第 5 号 令和 5 年 3 月 2 日</p>
<p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生省保健医療局長</p> <p><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項及び第6項の規定に基づく医療保護入院及びその入院の期間の更新の際に市町村長が行う同意について</u></p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条に規定する医療保護入院に必要な<u>家族等</u>の同意を市町村長が行う際の要領を別添のとおり定めたので、貴管内の市町村長に周知のうえ、その適正な運営に配慮されたい。</p> <p>なお、別添の「市町村長同意事務処理要領」は、様式1から6までを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する市町村が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であることを申し添える。</p> <p>別添</p>	<p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生省保健医療局長</p> <p><u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第二項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について</u></p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五年法律第一二三号）<u>第三三条</u>に規定する医療保護入院に必要な<u>保護者</u>の同意を市町村長が行う際の要領を別添のとおり定めたので、貴管内の市町村長に周知のうえ、その適正な運営に配慮されたい。</p> <p><u>また、入院する者がどのような場合に市町村長の同意の対象者になるかを示す図を作成したので、参考にされたい。</u></p> <p>なお、別添の「市町村長同意事務処理要領」は、様式一から三までを除き、地方自治法（昭和二二年法律第六七号）<u>第二四五条の九第三項</u>に規定する市町村が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であることを申し添える。</p> <p>別添</p>

市町村長同意事務処理要領

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条第2項及び第6項の規定に基づく医療保護入院及びその入院期間の更新に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。

一 市町村長の同意の対象となる者

次のすべての要件を満たす者

- (一) 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察の結果、精神障害者であって、入院の必要があると認められること。
- (二) (略)
- (三) 入院又は入院期間の更新について本人の同意が得られないこと（本人の同意がある場合には任意入院となること。）。
- (四) 病院側の調査の結果、以下のいずれかに該当すること。

ア・イ (略)

ウ 家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない。

(注) 当該精神障害者について、家族等から虐待・ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）等が行われている又は疑われる場合、当該家族等については、ア～ウに記載する「家族等」に該当しない者として取り扱うこと。

注

- (1) 応急入院で入院した者については、72時間を超えても家族等のうちいずれかの者が判明しない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。
- (2) 家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときで、法第29条の規定に基づく措置入院を行うべき病状にある場合は、法第22条の規定に基づく申請を行うこと。

二 入院又は入院期間の更新の同意を行う市町村長

- (一) (略)
- (二) 入院の際に居住地が不明な者については、その者の現在地を所管する市町村長とすること。
現在地とは、保護を要する者が警察官等によって最初に保護

市町村長同意事務処理要領

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五年法律第一二三号。以下「法」という。）第三十三条第二項に基づき医療保護入院に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。

一 入院時に市町村長の同意の対象となる者

次のすべての要件を満たす者

- (一) 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察の結果、精神障害者であつて、入院の必要があると認められること。
- (二) (略)
- (三) 入院について本人の同意が得られないこと（本人の同意がある場合には任意入院となること。）。
- (四) 病院側の調査の結果、以下のいずれかに該当すること。

ア・イ (略)

(新設)

(注) 当該精神障害者について、家族等から虐待・ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）等が行われている又は疑われる場合、当該家族等については、ア・イに記載する「家族等」に該当しない者として取り扱うこと。

注

- (1) 応急入院で入院した者については、七二時間を超えても家族等のうちいずれかの者が判明しない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。
- (2) 家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときで、法第二九条に基づく措置入院を行うべき病状にある場合は、法第二二条に基づく申請を行うこと。

二 入院の同意を行う市町村長

- (一) (略)
- (二) 居住地が不明な者については、その者の現在地を所管する市町村長とすること。
現在地とは、保護を要する者が警察官等によって最初に保護

された場所等をいうこと。

(三) (略)

三 病院からの連絡

病院は、入院又は入院期間の更新を行う患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院又は入院期間の更新につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

なお、入院又は入院期間の更新の同意の依頼の際には、市町村長の同意を行うために必要な事項が明らかになるように、次の事項について連絡すること。

ア～ウ (略)

エ 患者の病状（入院又は入院期間の更新が必要かどうかの判断をする根拠となるもの）

オ～ク (略)

入院時における市町村長の同意の依頼は、迅速に行う観点から、電話等口頭で行うことができるが、口頭依頼後に速やかに医療保護入院同意依頼書（様式1）を市町村長にあて送付すること。

また、入院期間の更新に関する同意を依頼する場合にあっては、医療保護入院期間の更新に関する同意依頼書（様式4）を市町村長にあて送付すること。

なお、家族等を一（四）ウに該当する者と扱う場合には、単に電話に出ないなど連絡が取れないだけでは不十分であり、同意又は不同意の意思表示を行わない旨を明示していることが必要なことに留意すること。

注

- (1) 項目カ（イ）の「通報等」とは、以下の内容を指す（以下「通報等」という。）。
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第6条第1項の規定による通告
 - ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第6条第1項の規定による通報

された場所等をいうこと。

(三) (略)

三 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

なお、入院の同意の依頼の際には、市町村長の同意を行うために必要な事項が明らかになるように、次のような事項について連絡すること。

ア～ウ (略)

エ 患者の病状（入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの）

オ～ク (略)

なお、市町村長の同意の依頼は迅速に行うこと。このため、同意の依頼は電話等口頭で行えるが、口頭依頼後に速やかに同意依頼書（様式一）を市町村長にあて送付すること。

注

- (1) 項目カ（イ）の「通報等」とは、以下の内容を指す（以下「通報等」という。）。
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（以下「児童虐待防止法」という。）第6条第一項の規定による通告
 - ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（以下「配偶者暴力防止法」という。）第6条第一項の規定による通報

- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第7条第1項の規定による通報
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第7条第1項の規定による通報

(2) 項目カ（ウ）の「一時保護措置等」とは、以下の措置を指す（以下「一時保護措置等」という。）。

- ・ 児童虐待防止法第8条第2項第1号の措置
- ・ 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の措置
- ・ 高齢者虐待防止法第9条第2項の措置
- ・ 障害者虐待防止法第9条第2項の措置
- ・ その他、上記措置に準ずる措置

(3) (略)

四 市町村において行われる手続き

(一) 市町村の担当者は、病院から電話等で入院又は入院期間の更新の同意の依頼を受けた際には、市町村長の同意を行うために必要な次の事項については聴取票（入院時は様式2、入院期間の更新時は様式5）に記載して明らかにしておくこと。

ア 患者が入院又は入院期間の更新を行う病院の名称・所在地
イ～エ (略)

オ 患者の病状（入院又は入院期間の更新が必要かどうかの判断をする根拠となるもの）

カ～ケ (略)

(二) 病院から依頼を受けた後、市町村の担当者は、患者が市町村長の入院又は入院期間の更新の同意の対象者であるかどうかを確認するため、以下のような手続きをとること。

ア～エ (略)

オ 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があったと病院から連絡があった場合は、その内容について事実と相違ないか確認すること。

- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）第7条第1項の規定による通報
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）（以下「障害者虐待防止法」という。）第7条第1項の規定による通報

(2) 項目カ（ウ）の「一時保護措置等」とは、以下の措置を指す（以下「一時保護措置等」という。）。

- ・ 児童虐待防止法第8条第2項第1号の措置
- ・ 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の措置
- ・ 高齢者虐待防止法第9条第2項の措置
- ・ 障害者虐待防止法第9条第2項の措置
- ・ その他、上記措置に準ずる措置

(3) (略)

四 市町村において行われる手続き

(一) 市町村の担当者は、病院から電話等で入院の同意の依頼を受けた際には、市町村長の同意を行うために必要な次のような事項については聴取票（様式二）に記載して明らかにしておくこと。

ア 患者が入院する病院の名称・所在地
イ～エ (略)

オ 患者の病状（入院が必要かどうかの判断をする根拠となるもの）

カ～ケ (略)

(二) 病院から依頼を受けた後、市町村の担当者は、患者が市町村長の入院の同意の対象者であるかどうかを確認するため、以下のような手続きをとること。

ア～エ (略)

オ 患者からDV等支援措置を受けている旨の申し出があったと病院から連絡があった場合は、その内容について事実と相違ないか確認すること。

(注2) ウからオまでに掲げる事実について確認できた場合、患者に対して虐待・DV等を行った又はそれが疑われる家族等については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「施行規則」という。）第1条各号に該当するものとして取り扱うこと。

(三) (二)の手続きをとり、患者が市町村長の入院又は入院期間の更新の同意の対象であることを確認のうえ、市町村の担当者は速やかに同意の手続きを進めること。

(四) 市町村長の同意が行われた場合は、速やかにその旨を病院に連絡すること。このため、口頭で病院に連絡することが可能であるが、口頭で連絡した場合においても、その後速やかに同意書（様式3）を作成して病院に交付すること。この場合、同意書の日付は口頭で連絡を行った日とすること。

また、入院期間の更新の手続きの際は、医療保護入院期間の更新に関する同意書（様式6）を作成して病院に交付すること。

(五) (略)

五 同意後の事務

(一) 入院中の面会等

市町村の担当者は、入院の同意後、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者の連絡先、連絡方法を本人に伝えること。

なお、市町村長同意直後の面会後も、市町村長同意による入院が継続している間は、継続して面会等を行い、本人の状態、動向の把握等に努めること。

また、退院後生活環境相談員と連携の上、施行規則第15条の11の規定による医療保護入院者退院支援委員会に積極的に参加するほか、法第47条の規定に基づき、必要な情報の提供、助言その他の援助を行い、本人の意思を尊重した上で、退院に向けた相談支援につなげること。

上記の業務を担当する者は、患者の退院に向けた調整をすることが期待されていることから、精神保健福祉に関する研修や精神保健福祉相談員講習会等を受講した者が望ましい。

(注2) ウからオまでに掲げる事実について確認できた場合、患者に対して虐待・DV等を行った(もしくはそれが疑われる)家族等については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第一条各号に該当するものとして取り扱うこと。

(三) (二)の手続きをとり、患者が市町村長の入院の同意の対象であることを確認のうえ、市町村の担当者は速やかに同意の手続きを進めること。

(四) 市町村長の同意が行われた場合は、速やかにその旨を病院に連絡すること。このため、口頭で病院に連絡することが可能であるが、口頭で連絡した場合においても、その後速やかに同意書（様式三）を作成して病院に交付すること。この場合、同意書の日付は口頭で連絡を行った日とすること。

(五) (略)

五 同意後の事務

(一) 入院中の面会等

入院の同意後、市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者への連絡先、連絡方法を本人に伝えること。

なお、同意後も面会等を行うなどにより、本人の状態、動向の把握等に努めること。

さらに、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）が法第35条の2の規定による入院者訪問支援事業を実施している場合には、面会時にリーフレット等を用いて当該事業について紹介すること。なお、本人が当該事業を利用する旨について都道府県への連絡を希望した際には、訪問が速やかに実施されるよう、都道府県に確実にその旨を伝達すること。

(注) 本人が遠隔地の病院に入院した場合には、市町村間で連絡を取ってその状態や動向等の把握に努めること。

以上

(注) 本人が遠隔地の病院に入院した場合には、市町村間で連絡を取ってその状態動向等の把握に努めること。

以上